

# 担当者が実務でミスしない

## 給与計算・社会保険手続きに必要な基礎知識

～給与計算の実務等を分かりやすく解説します～

**※受講される方へお願い：当日、電卓をお持ちください**

### ◆開催要領◆

<日 時> 2017年 10月 26日(木) 13:00～17:00

<会 場> 「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

### 講師

社会保険労務士法人 HR ビジネスマネジメント 代表社員/社会保険労務士 平澤 貞三 氏

[平澤貞三氏ご略歴] 1992年横浜市立大学商学部卒業後、大手国際会計事務所へ入社。会計・税務サービスに従事した後、人事関連サービスに特化したサービス部門に転属。以降、主に外資系企業に対する給与計算・社会保険サービスに取り組み、その実績は数百社におよぶ。2008年「平澤国際社労士事務所」開設、2015年「社会保険労務士法人 HR ビジネスマネジメント」に改組し代表社員に就任、現在に至る。

社会保険労務士法人 HR ビジネスマネジメント 社会保険労務士 加藤 正紀 氏

[加藤正紀氏ご略歴] 千葉大学文学部卒業。大手法律出版社にて、労働基準法など労働分野の書籍編集に従事。その後複数の社労士事務所、社労士法人にて、主として中堅・大企業向け労務相談業務や社会保険手続きを軸とした業務プロセス改善提案に携わる。

### ◆ご参加頂きたい方◆

人事、給与計算ご担当者。特に給与計算や社会保険の基礎を学びたい方、給与計算の担当になりお困りの方など。

### ●受講料● 1名(税込み、テキスト代含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。  
([TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問])
- お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂く場合がございますので、予めご了承ください。
- 申込書をご送信頂く際はFAX番号をお間違えないようご注意ください。(別番号への誤送信にご注意願います。)

一般社団法人企業研究会

担当：鈴木 E-mail a-suzuki@bri.or.jp

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3513

FAX 03-5215-0951

**申込方法** 当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

\*ホームページ(https://www.bri.or.jp)よりお申込みください。

企業研究会セミナー 検索

171524-0505	2017.10.26 担当者が実務でミスしない 給与計算・社会保険手続きに必要な基礎知識		
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

10月 26日  
(木)

【開催にあたって】

近年、給与計算ソフトへ依存しすぎるあまり、社内の専任担当者であってもそのソフトから抽出された結果が正しいかどうかを検証できないケースもあるのではないのでしょうか。本セミナーでは、給与計算で必須の税計算や社会保険料計上のメカニズム、場面に応じた必要手続きなどについて、実務的な観点から分かりやすく解説いたします。尚、テキスト書籍として、講師著『知りたいことがスグわかる！給与計算実務 Q&A』（清文社）を当日配付します。

※簡単な計算演習も行いますので電卓をご持参ください（スマホ電卓機能可）。

13:00

【第1部】給与・賞与・退職金における税・保険料控除のメカニズム

講 師 社会保険労務士法人 HR ビジネスマネジメント 代表社員／社会保険労務士  
平澤 貞三 氏

- 1 給与計算に関連する法律
- 2 残業手当のルール
- 3 控除のルール（法定控除、任意控除）
- 4 給与から控除する社会保険料の求め方
- 5 給与から控除する源泉所得税の求め方
- 6 住民税の仕組み
- 7 賞与から控除する社会保険料の求め方
- 8 賞与から控除する源泉所得税の求め方
- 9 賞与から控除した社会保険料と所得税の納付方法
- 10 年末調整の概要
- 11 退職金から控除する所得税・住民税の求め方

途 中  
休憩タイム  
あ り

【第2部】社会保険・労働保険の年次業務と個々の必要手続き

講 師 社会保険労務士法人 HR ビジネスマネジメント 社会保険労務士  
加藤 正紀 氏

- 1 社会保険の体系について
- 2 標準報酬月額とは
- 3 社員が入社するときの手続き
- 4 社員が退職するときの手続き
- 5 算定基礎届・月額変更届の手続き
- 6 労働保険の年度更新の手続き

17:00